

# 新型コロナウイルス 感染症対応マニュアル (事務局)

令和3年2月9日 制定  
令和4年1月7日 改正  
令和4年2月1日 改正  
令和4年7月20日 改正

佐賀県電気工事業工業組合

## 新型コロナウイルスについて

- 新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐など多様です。
- こうした症状のある方は、直接受診せず、まずは、かかりつけ医等の医療機関にお電話でご相談ください。
- 相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター」にご相談ください。
- 受診は、必ず電話予約をしてから受診してください。
- 受診の際は必ずマスクを着用するとともに、医療機関の指示に従ってください。

### 受診・相談センター

※土曜、日曜、祝日も対応しています。

- 発熱等の症状がある方専用ダイヤル

電話番号: **0954-69-1102**

受付時間: 平日・土日祝 **6時00分～22時00分**

- その他一般相談用ダイヤル

電話番号: **0954-69-1103**

受付時間: 平日・土日祝 **6時00分～22時00分**



## 発熱等の症状がある場合の医療提供体制

発熱等の症状がある場合には



### かかりつけ医等がいる場合

まずは、**かかりつけ医等の  
身近な医療機関**に電話相談



### かかりつけ医がない場合

県ホームページで検索

診療・検査医療機関 



または

「**受診 相談センター**」へ電話相談  
☎ **0954-69-1102**

**受診前に必ず電話予約をし、マスクをして受診してください**

できるだけ診療体制の整った平日昼間に受診しましょう。

※休日や夜間の診療は緊急を要する方のためにあります。地域の医療を守るためご協力をお願いします。

## 【本人の場合】

### 1. 感染を疑わせる発熱等の風邪症状が出た場合

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医に相談するか、相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター」にご相談ください。

- 1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚障害のいずれかがある場合
- 2) 重症化する可能性がある方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※重症化する可能性がある方……妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 3) 発熱や咳など比較的軽い症状が4日以上続く場合
- 4) 自分で症状が強いと感じる場合や、解熱剤など飲み続けなければ症状が改善しない場合

#### <自宅で症状が出た場合>

- ① 支部長又は上長等に連絡した上で、出勤せず自宅で経過観察し、下記の症状等が見られた場合は、かかりつけ医等にご相談ください。

#### <事務所で症状が出た場合>

- ① 支部長又は上長等に報告し、直ちに帰宅し自宅で経過観察の上、下記の症状等が見られた場合は、かかりつけ医等にご相談ください。
- ② 症状があった職員が接触した箇所をアルコール等で消毒します。

### 2. 1.の症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、かかりつけ医等を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、支部長又は上長等に連絡してください。
- ② 出勤可能かどうかを判断します。  
症状等に応じて、一定の自宅待機期間を設ける場合があります。
- ③ 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに支部長又は上長等に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

### 3. 濃厚接触者、要待機者と待機期間について

#### 【佐賀県としての指針（基本）】

■ 濃厚接触者……同居している家族等が、陽性と診断された場合  
(陽性者と同居している人)

■ 要待機者（濃厚接触の可能性のある方）

……同居家族以外の方（友人、知人又は会社関係者）  
で陽性者と診断された方と、感染対策なしで接触  
した又は会食した等の場合

#### 待機期間について（佐賀県ホームページより）

##### <濃厚接触者の場合>

- 濃厚接触者の待機期間は、陽性者と接触した日を0日目として、7日間（8日目解除）です。
  - ただし、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で『陰性』を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除が可能となります。
- また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認する必要はありません。

※ ただし、同一世帯等の中で別の同居者の症状が出た場合は、改めてその症状が出た日（別の同居者が無症状の場合は検査をした日）を0日目として数える。

また、陽性者が診断時点では無症状で、その後に症状が出た場合は、症状が出た日を0日目として数える。

##### <要待機者（濃厚接触の可能性のある方）の場合>

- 要待機者の待機期間は、陽性者と接触した日を0日目として、5日間は不要不急の外出自粛をお願いします。

上記いずれの場合であっても、7日目を経過するまでは、検温などご自身で健康状態の確認やこまめな手洗いなど基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## オミクロン株が感染の主流の間の濃厚接触者の待機期間

濃厚接触者の分類	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日
全ての濃厚接触者（社会機能維持者を含む）	最終接触	不要不急の外出自粛							解除
	最終接触	不要不急の外出自粛			検査	検査	解除	検温など自身による健康状態の確認及び必要な感染対策の実施	
ハイリスク施設や保育所等の従事者	最終接触	検査	検査	薄着	薄着	薄着	薄着	検温など自身による健康状態の確認及び必要な感染対策の実施	

R4.3.16 時点

## オミクロン株の特性を踏まえた 保健所による積極的疫学調査の重点化について

区分	発生場所の区分	判断する者	行動自粛の期間	対応
濃厚接触者	同一世帯内 (家族等同居者)	<u>保健所が特定</u> ※保健所が同一世帯内の同居者を一括して特定	7日間 (保健所から自粛を要請)	○ 自宅待機を基本とし、症状のある方は医療機関を受診  ○ 接触者検査については、高齢者等への感染を確認するため、無症状のハイリスク者（基礎疾患のある方、高齢者等）を対象に保健所等で検査を実施
	ハイリスク施設 (入院医療機関、高齢者及び障がい者等の入所施設等)	<u>保健所が特定</u> ※施設が選定する対象者を保健所が確認し、特定		○ 保健所等による行動制限・感染対策等の助言  ○ 接触者検査については、関連医療機関や施設等で抗原検査キット等による検査を実施
(濃厚接触の可能性がある方) 要待機者	保育所・学校等	<u>施設が特定</u> (保健所は特定しない)	5日間 (施設から自粛をお願い)	○ 自宅待機を基本とし、症状のある方は医療機関を受診  ○ 7日目までは、 ・ 毎日体温を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底 ・ ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避ける
事業所等	※施設（保育所・学校等、事業所等）が、コロナチェックリストで「要待機者」を判断し、特定			

※ 保育所・学校等及び事業所等は、基本的には日常的に感染対策が実施されており、家族等同居者ほど2次感染率は高くないため、行動自粛の期間を5日間としています。

# コロナチェックリスト(事業所編)

「職場で陽性者が発生した」場合に、以下のチェック項目を確認し、各職員が濃厚接触の可能性がないかを確認しましょう。  
感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

## <手順1 事前準備>

はじめに陽性者に確認しましょう

<陽性者に確認すること>  
 症状が出た日 → 月 日  
 陽性者が症状がない場合は、検査した日を聞いてください。  
 検査した日 → 月 日

確認ができたら ①に進む

① 感染するおそれがあった期間を調べ、その間の出勤日を確認しましょう

陽性者の方が「症状があった」場合  
 → 症状が出た日(月 日)の2日前(月 日)から  
 最終出勤日(月 日)まで  
 陽性者の方が「症状がない」場合  
 → 検査した日(月 日)の2日前(月 日)から  
 最終出勤日(月 日)まで

<手順2 濃厚接触の可能性がある方のリストアップ>

② 感染するおそれがあった期間に会いましたか?

会っていたら ③に進む

③ 会ったとき、どのような状況でしたか?

- 陽性者とお互いにマスクをして、手が触れる距離(約1m以内)に15分以上いた。
- 陽性者がマスクをして、手が触れる距離(約1m以内)に15分以上いた。

1つでもあてはまれば ④に進む

④ 会ったときの行動(接触状況)を教えてください

- 会話
- 飲食
- 喫煙
- 換気が悪い室内に一緒にいた
- 車と一緒に乗った
- パソコンや電話などを共有

1つでもあてはまれば、次に進む

濃厚接触の可能性があります。  
(該当者リストを作成しましょう)

次のページに  
お進みください

## <手順3 濃厚接触の可能性がある方への対応方法>

リストアップされた方は「濃厚接触の可能性がある方:要待機者」です

**陽性者と最後に会った日の次の日から5日間の自宅待機について、事業者側からお願いでください。**

最後に会った日	1日目	2日目	3日目	※日付を記入して確認しましょう!
月 日	月 日	月 日	月 日	
4日目	5日目	(6日目)	(7日目)	
月 日	月 日	(月 日)	(月 日)	

自宅待機は5日間ですが、7日目までは、

- ・ 毎日体温を測って健康観察をし、正しいマスクの着用、こまめな手洗いなど基本的な感染対策の徹底をお願いしてください。
- ・ ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選ぶようお願いしてください。

自宅待機中に発熱等の症状が出た場合は

- まずは、『かかりつけ医』に受診前に電話で相談
  - かかりつけ医がいない場合は、「受診・相談センター」に相談  
【☎ 0954-69-1102】(毎日 8時30分～20時00分)
- するよう伝えてください。

【お問い合わせ先】 受診・相談センター  
濃厚接触者及びその他コロナに関する一般相談  
【☎ 0954-69-1103】 (受付時間:毎日 8時30分～20時00分)

# コロナチェックリスト

「知人が陽性になった」「会食した友人が陽性になった」場合に不安がある方は、以下のチェック項目を確認し、感染の可能性があるかを確認しましょう。

はじめに陽性者に確認しましょう

<陽性者に確認すること>

- ✓ 症状が出た日 → 月 日
  - ✓ 検査した日 → 月 日
- 陽性者が症状がない場合は、検査した日を聞いてください。

↓ 確認ができたら ①に進む

① 感染するおそれがあった期間を調べましょう

- 陽性の方が「症状があった」場合  
→ 症状が出た日 ( 月 日 ) の2日前 ( 月 日 ) 以降
- 陽性の方が「症状がない」場合  
→ 検査した日 ( 月 日 ) の2日前 ( 月 日 ) 以降

② 感染するおそれがあった期間に会いましたか?

いいえ  
感染の可能性は低いです。  
チェックはここで終わります。  
今までもおとり感染に気を  
つけながらお過ごしください。

↓ 会っていたら ③に進む

③ 会ったとき、どのような状況でしたか?

- 陽性者とお互いにマスクなしで、手が触れる距離(約1m以内)に15分以上いた。
- 陽性者がマスクなしで、手が触れる距離(約1m以内)に15分以上いた。

↑ あてはまらない

↓ 1つでもあてはまれば ④に進む

④ 会ったときの行動(接触状況)はどうでしたか?

- 会話  飲食  喫煙  換気が悪い室内に一緒にいた
- カラオケ  車と一緒に乗った

↑ あてはまらない

↓ 1つでもあてはまれば、次に進む

感染の可能性がありません

次のページに  
お進みください

「感染の可能性がある」と判断された方へ

**陽性者と最後に会った日の次の日から5日間は、自宅待機など必要な感染対策を行いましょ。**

最後に会った日	1日目	2日目	3日目	※日付を記入して確認しましょう!
月 日	月 日	月 日	月 日	
4日目	5日目	(6日目)	(7日目)	
月 日	月 日	( 月 日 )	( 月 日 )	

7日目までは、

- ・ 毎日体温を測ってご自身の健康状態を確認し、正しいマスクの着用、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を行いましょ。
- ・ ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避けましょ。

もし、発熱等の症状が出た場合は

- まずは、『かかりつけ医』に受診前に電話で相談しましょ。
- かかりつけ医がいない場合は、「受診・相談センター」に相談しましょ。  
【☎ 0954-69-1102】(毎日 8時30分~20時00分)

【お問い合わせ先】 受診・相談センター  
濃厚接触者及びその他コロナに関する一般相談  
【☎ 0954-69-1103】 (受付時間:毎日 8時30分~20時00分)

#### 4. 濃厚接触者となった場合の対応

①-1) 濃厚接触者となった場合（自宅で判った場合）は、出勤を控えてください。

①-2) 医療機関や保健所等から濃厚接触者と判断された場合は、保険福祉事務所から検査の日程や検査を受ける場所について連絡がありますので、不要不急の外出を控え、自宅待機の上保健所からの指示に従ってください。

②濃厚接触者となった場合は、陽性者と接触した日を0日目として7日間が待機期間（自宅待機）となります。（8日目に解除）

ただし、4日目及び5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）で陰性が確認された場合は、5日目から待機を解除できます。

また、7日間が経過するまではご自身で健康観察を行ってください。

いずれも支部長又は上長等に報告してください。

※要待機者となった場合は、陽性者と接触した日を0日目として、5日間は不要不急の外出自粛（自宅待機）をお願いします。

③体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

なお、自宅待機の間発熱等の症状が出た場合は、まず、かかりつけ医等に電話で相談した上で受診をお願いします。

④自宅待機後の勤務再開については、支部長又は上長等に報告・相談した上で出勤して下さい。

#### 5. 感染が確定した場合（陽性と診断された場合）

陽性と診断された場合は、速やかに支部長又は上長等に報告してください。

診断後は、医療機関等からの届け出に基づき、保健所から健康状態や行動歴等を聞き取るための電話連絡がありますので、指示に従ってください。

また、療養先については、一人一人の症状により、入院又は自宅療養、宿泊施設等での療養いずれかとなります。

①新型コロナウイルス感染症の診断

②居住地の保健所からの連絡及び積極的疫学調査

・居住地の保健所(管轄保健所)から連絡があるまで、自宅で待機ください。



- ・現在の体調、診断までの経過、周囲に陽性者の診断を受けた方の有無、症状が出る 2 週間前からの行動、会社や学校等への出勤・登校状況等をお聞きになられます。
- ③療養先の決定
  - ・「入院」、「宿泊療養」、「自宅療養」いずれかの対応となります。
- ④療養
  - ・医療機関に入院、自宅または宿泊療養施設で療養
- ⑤療養終了
  - ・療養期間は、厚生労働省通知に基づき、発症日(無症状の方は、陽性確定に係る検体採取日)から 10 日間が経過し、かつ症状軽から 72 時間経過した場合とされています。
  - 症状が継続する際には、療養期間が延長となる場合もあります。

## 6. 感染後の職場復帰(勤務再開)の目安

- ①退院あるいは療養が解除された場合、同時に就業制限も解除され、その後の行動制限はありません。

- ②職場復帰の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこととされています。
  - 1) 発症後に少なくとも 10 日が経過している
  - 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に 少なくとも 72 時間が経過している

- ③症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ職場復帰を行ってください。
- ④最終的な勤務再開日は、支部長又は上長等に相談した上で出勤してください。
- ⑤なお 復帰後 7 日間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を 2 m 程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には出勤は控えるようお願いいたします。

※支部長等への連絡とともに、県工組にも随時ご連絡をお願い致します。

## 【同居家族等の場合】

### (1) 居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ①同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、支部長又は上長等にその旨を伝えてください。  
自宅でも感染予防措置（マスク・手洗い）を徹底してください。
- ②同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、支部長又は上長等にその旨を伝えてください。

### (2) 同居家族等が要待機者(濃厚接触の可能性のある)になった場合

- ①同居家族等に要待機者（濃厚接触の可能性のある）であることが判った時点で、直ちに支部長又は上長等に連絡してください。  
（要待機者は、陽性者と最後にあった日の次の日から5日間の不要不急の外出自粛）
- ②医療機関や保健所等の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③職員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、職員本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取り止め、支部長又は上長等に連絡してください。

### (3) 同居家族等の感染が確定した(陽性者となった)場合

⇒自身も「濃厚接触者」となることから、【4. 濃厚接触者となった場合の対応】でご対応願います。

- ①濃厚接触者となった場合（自宅で判った場合）は、出勤を控えてください。
- ②陽性者と接触した日を0日目として7日間が待機期間（自宅待機）となります。  
（8日目に解除）  
ただし、4日目及び5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）で陰性が確認された場合は、5日目から待機を解除できます。  
また、7日間が経過するまではご自身で健康観察を行ってください。  
いずれも支部長又は上長等に報告してください。
- ③体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。  
なお、自宅待機の間発熱等の症状が出た場合は、まず、かかりつけ医等に電話で相談した上で受診をお願いします。
- ④自宅待機後の勤務再開については、支部長又は上長等に報告・相談した上で出勤して下さい。